○新潟大学における研究倫理教育の実施に関する要項

（平成 27 年 9 月 25 日学長裁定）

改正 平成 28 年 6 月 22 日　平成 29 年 3 月 17 日
平成 30 年 3 月 30 日　平成 31 年 3 月 29 日
令和 2 年 2 月 26 日　令和 3 年 3 月 25 日
令和 4 年 10 月 26 日

第 1　趣旨

この要項は，新潟大学の研究活動の不正行為防止に関する基本方針（平成 27 年 4 月 1 日学長裁定。以下「基本方針」という。）第 11 に規定する新潟大学（以下「本学」という。）の倫理教育の内容及び実施方法等について，必要な事項を定めるものとする。

第 2　定義

この要項における用語の意義は，基本方針第 2 に定めるところによるものとする。

第 3　研究倫理教育

本学の倫理教育は，コンプライアンス部局責任者である研究倫理教育責任者（以下「研究倫理教育責任者」という。）が，各部局において次のとおり実施するものとし，その実施状況を研究担当コンプライアンス責任者である研究を担当する理事（以下「研究担当理事」という。）に報告するものとする。

(1)　研究者を対象とした研究倫理教育

イ　研究に従事する研究者等に対し，全学共通の教材による研究倫理教育（以下「研究者共通教育」という。）を定期的に実施する。

ロ　各部局において，研究分野等の特性に応じた研究倫理教育（以下「分野別教育」という。）を必要に応じて実施する。

(2)　学生を対象とした研究倫理教育

イ　学部学生に対し，学年等に応じた必要な研究倫理教育を実施する。

ロ　大学院学生に対し，研究者共通教育を実施するとともに，学年等に応じた必要な研究倫理教育を実施する。

第 4　研究者共通教育

研究者共通教育に係る受講対象者，教育内容，受講方法及び受講時期については，次のとおりとする。

(1)　受講対象者

イ　受講義務者　受講を必須とし，受講管理が必要な者

（イ）　大学教育職員（特任教員，短時間勤務の特任教員を含む。）

(ロ)　教室系技術職員・医療系技術職員のうち，研究活動又は研究活動補助を行う者

(ハ)　非常勤職員のうち，研究活動又は研究活動補助を行う者

(ニ)　(イ)から(ハ)まで以外の者で，本学において科学研究費助成事業その他の国又は独立行政法人から配分される競争的資金へ申請する者

(ホ)　日本学術振興会特別研究員のうちPD，SPD，RPD及び外国人特別研究員の身分の者

(ヘ)　大学院学生

(ト)　その他研究担当理事が必要と認めた者

ロ　受講推奨者　受講を推奨するが，受講管理の必要のない者

(イ)　共同研究等により本学において一定期間研究活動を行う学外者

(ロ)　学部学生

(ハ)　不正行為に係る申立窓口責任者

(ニ)　研究支援関係部署の事務職員

(ホ)　その他，研究担当理事が必要と認めた者

(2)　教育内容

イ　教育内容は，研究者等に求められる倫理規範を十分に修得させるものとする。

ロ　教材は，次の(イ)から(ハ)までに掲げるいずれかのものを使用する。

(イ)　一般財団法人公正研究推進協会が作成している次に掲げるAPRIN eラーニングプログラム(以下「eAPRIN」という。)のコースのうち，コンプライアンス部局責任者が選択したコース

人文社会科学系研究者標準コース

理工系研究者標準コース

医学系研究者標準コース

(ロ)　日本学術振興会が作成している研究倫理eラーニングコース(e-learning Course on Research)(以下「学振e-learning」という。)のうち，次に掲げるコース

事例で「学ぶ／考える」研究倫理-誠実な科学者の心得-

【大学院生向け】事例で「学ぶ／考える」研究倫理-誠実な科学者の心得-

(ハ)　日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会が作成した研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」(以下「科学の健全な発展のために」という。)

(3)　受講方法

イ　受講対象者は，eAPRIN による受講，学振 e-learning の受講又は「科学の健全な発展のために」の通読により行うものとする。

ロ　eAPRIN を選択した受講義務者は，当該教材を受講し，各単元の最後に実施するテストを受講，一定の点数を超えた場合に受講を修了したものとみなす。一定の点数は，当分の間 80 点以上とする。受講を修了した場合は，同システムから発行される受講修了証を研究倫理教育責任者に提出する。

ハ　学振 e-learning を選択した受講義務者は，当該教材を受講し，各章毎のテストを全問正解した場合に受講を修了したものとみなす。受講を修了した場合は，学振 e-learning のシステムにより発行された受講修了証を研究倫理教育責任者に提出する。

ニ　「科学の健全な発展のために」を選択した受講義務者は，研究倫理教育責任者に通読した旨を報告し，研究倫理教育責任者は通読したことを確認する。

ホ　研究倫理教育責任者は，受講義務者から提出された受講修了証又は通読の報告に基づき受講管理を行うものとし，受講方法及び受講状況を翌年度の 4 月末までに研究担当理事に報告するものとする。

(4)　受講時期

イ　受講義務者は，原則として，本学に採用又は入学した年度に受講するものとする。ただし，採用の日が年度末に近い場合又は特別な事由がある場合には，特別な事由が終了した後等において，速やかに受講するものとする。

ロ　受講義務者は，原則として，受講から 5 年毎に再受講するものとする。ただし，再受講する場合の教材は，第 2 号ロ(イ)又は(ロ)の教材を使用するものとする。

ハ　イの規定にかかわらず，前職において受講した者で，本学に採用又は入学した日から 5 年以内に次のいずれかに該当する者は，受講を免除することができる。

(イ)　CITI　Japan プロジェクトが作成した「責任ある研究行為基盤編(RCR)基本コース(必須)」(以下「CITI」という。)を受講し，CITI のシステムにより発行された受講修了証を提出した者

(ロ)　CITI を受講した際に実施されたテストにおいて 80 点未満となった単元があり，その単元を改めて受講し，80 点以上となった者

(ハ)　eAPRIN を受講し，eAPRIN のシステムにより発行された受講修了証を提出した者

(ニ)　学振 e-learning を受講し，学振 e-learning のシステムにより発行された受講修了証を提出した者

（ホ）　「科学の健全な発展のために」を通読し，前任地の所属長等からその証明を受けた証明書を提出した者

(5)　未受講者への対応

研究倫理教育責任者は，受講義務者の中に受講していない者がいる場合は，その者に翌年度までに受講させるものとする。

第 5　分野別教育

1　研究倫理教育責任者は，研究者共通教育に加え，各部局において研究分野の特性に応じた分野別教育を必要に応じて実施するものとする。

2　研究倫理教育責任者は，各部局において実施した分野別教育について，翌年度の 4 月末までに研究担当理事に報告するものとする。

3　研究倫理教育責任者は，受講対象者，教育内容，実施方法及び受講時期について，別途定めるものとする。

第 6　学部学生及び大学院学生の学年等に応じた必要な研究倫理教育

学部学生及び大学院学生の学年等に応じた必要な研究倫理教育の実施等については，必要に応じて別途定めるものとする。

附　則

この要項は，平成 27 年 9 月 25 日から実施する。

附　則(平成 28 年 6 月 22 日)

この要項は，平成 28 年 6 月 22 日から実施する。

附　則(平成 29 年 3 月 17 日)

この要項は，平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附　則(平成 30 年 3 月 30 日)

この要項は，平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附　則(平成 31 年 3 月 29 日)

この要項は，平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附　則(令和 2 年 2 月 26 日)

この要項は，令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附　則(令和 3 年 3 月 25 日)

この要項は，令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附　則(令和4年10月26日)

この要項は，令和4年10月26日から実施する。